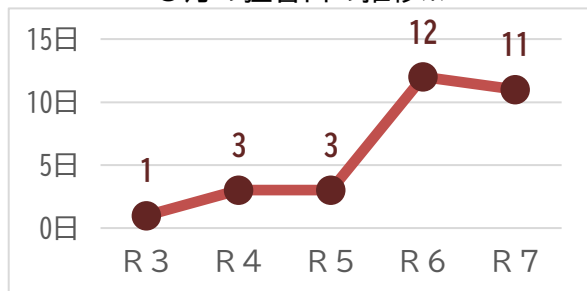


猛暑に伴う横浜市立学校における 令和9年度からの夏季休業日の延長について

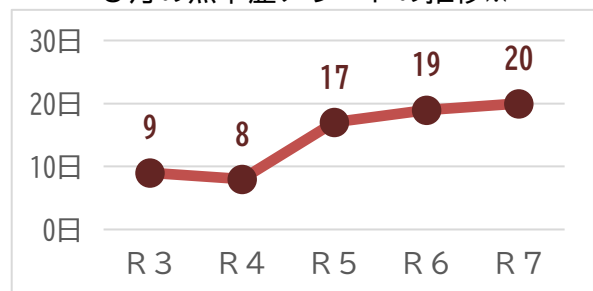
横浜市立学校（小学校・中学校・高校・特別支援学校）の夏季休業日は7月21日から8月26日までと定められていますが、教育委員会事務局では、猛暑に伴う児童生徒の安全確保等の観点から、**令和9年度より8月31日まで延長する方向で検討**を進めています。

つきましては、夏季休業日の期間を定めている「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正にあたり、意見公募を実施します。

<8月の猛暑日の推移※>



<8月の熱中症アラートの推移※>



◆夏季休業日の延長により期待される主な効果

1. 登下校や授業における児童生徒の安全確保
2. 夏季休業日後の教育活動の充実に向けた環境整備
→夏季休業日後のスムーズな登校に向けた児童生徒の個別ケアが充実
→前期の学習評価や9月以降の授業準備の時間確保による質の高い学びの実現
3. 各校の主体的で柔軟な教育課程の推進
→児童生徒の理解を深める研修や授業改善に資する研究による教職員の資質・能力の向上

◆放課後キッズクラブ等の対応について

放課後キッズクラブ、はまっこふれあいスクール、放課後児童クラブ、放課後デイサービスについては、夏季休業日延長に伴う受入環境について、関係者と調整していきます。

◆年間授業日数について

年間授業日数は、これまでも暦によって変動しており、夏季休業日を延長しても、従来と同様に年間200日程度となる見込みです。

※文部科学省の学習指導要領で定める年間授業時数も確保できます。

<意見公募の概要>

件 名：「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の改正について

規 則 名：「横浜市立学校の管理運営に関する規則」

意見提出期間：令和8年4月15日（水）から5月15日（金）

意見提出方法：電子申請システム：<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/037cb2ff-642b-44ca-b4d0-33851dc3b672/start>

電子メール、郵送、FAX

※提出方法の詳細：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/iinkai/iken/iken-kobo.html>（市HP）

所 管 課：教育委員会事務局教育政策推進課

電話 045-671-3243

FAX 045-663-3118

E-mail ky-seisaku@city.yokohama.lg.jp

